

計 画 年 度

平成26年度～平成32年度

# 福島県における獣医療を提供する 体制の整備を図るための計画書

平成27年3月



福 島 県

# 目 次

## 獣医療を提供する体制の整備を図るための福島県計画

はじめに .....	1
第1 整備を行う診療施設の内容その他の診療施設の整備に関する目標 .....	3
1 診療施設の整備の現状	
2 診療施設別の整備目標	
第2 獣医師の確保に関する目標 .....	5
1 獣医師の確保方針	
2 獣医師の確保対策	
第3 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域 .....	7
第4 相互の機能及び業務の連携を行う施設の内容及びその方針 .....	8
1 組織的な防疫体制の確立	
2 診療施設・診療機器の効率的利用、獣医療等提供システムの整備	
第5 診療上必要な技術の研修の実施その他の獣医療に関する技術の向上に 関する事項 .....	9
1 臨床研修	
2 高度研修	
3 生涯研修	
第6 その他獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項 .....	10
1 地域における自衛防疫体制の強化	
2 広報活動の充実	
3 日本政策金融公庫資金の活用	

## はじめに

本県の獣医療は、飼育動物の診療、保健衛生指導等を通じて、畜産業の発展、動物の保健衛生の向上及び公衆衛生の向上に大きな成果を上げてきたところであるが、近年、獣医療を取り巻く状況には著しい変化がみられる。

産業動物における獣医療については、本県の畜産業が農業の基幹部門として発展を遂げるなかで、家畜の防疫体制や飼養衛生管理の向上などにより急性の家畜伝染病の発生は減少しているものの、飼養規模の拡大に伴い顕在化している慢性伝染病や家畜の生産機能に密接に関係する疾病（以下「生産病」という。）の増加等が生産性の向上を図る上で阻害要因となっている。また、消費者意識の向上により、新鮮かつ安全で良質な畜産物の安定供給への県民の期待が高まり、畜産物を含めた食品の安全確保が今まで以上に強く求められている。

さらに、本県においては、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、多くの尊い人命が犠牲になると共に、生活基盤、産業基盤等に甚大な被害が発生した。特に、東京電力福島第一原子力発電所事故で大量の放射性物質が放出されたことから、畜産農家を含む多くの住民が避難を余儀なくされ、事故発生から3年以上が経過しても、全住民の故郷への帰還の見通しが立てられない状況に置かれている。畜産業においては、農地や牧草地などが放射性物質によって汚染されたことにより、畜産物の出荷制限、牧草の放射線低減対策、風評被害による畜産物の価格低下など、かつて経験したことのない深刻な問題が発生しており、本県の獣医師は、給与する粗飼料を含む飼養管理指導、畜産物の放射線モニタリング、飼養環境の変化により増加している繁殖障害への対応等、他県では行われることのない原発事故に起因した多種多様な対応が求められ、実施しているところである。

このような状況の中で「食料・農業・農村基本法」に基づき本県が平成25年3月に見直し策定した「福島県農林水産業振興計画」、並びに「酪農及び肉用牛の生産の振興に関する法律」に基づき策定された「福島県酪農・肉用牛生産近代化計画」（平成25年度～平成32年度）を踏まえ、適切な獣医療の提供を通じて、家畜の損耗防止や生産性の向上を図り、国際化や産地間競争に対応し得る畜産経営体の育成、強化に努めるとともに、畜産物の安全を確保するため新たな生産衛生管理技術の向上が必要となっている。このため、獣医師は、生産者などに対して慢性伝染病や生産病の防除技術の普及指導、動物用医薬品の適正使用など幅広い獣医療の提供が要請されるようになっている。

また、平成22年4月の宮崎県における口蹄疫の発生や、近年の高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）の国内発生を踏まえて、家畜、畜産物流通の広域化や国際化に対応するとともに、安全な畜産物を提供するためには、①海外悪性伝染病や不明疾病等を対象とした疫学的手法に基づく危険度分析、②サーベイランス体制の強化と迅速かつ正確な情報の収集・伝達、③不測の事態に的確に対応するための事前対応型の危

機管理体制の整備と強化等を図ることが緊急の課題となっている。このため、迅速かつ広範な防疫活動への対応能力を有する獣医師の養成や緊急時を想定した組織的な家畜防疫の実施体制の確立が必要となっている。

さらに、本県畜産の生産性の向上を図る観点から、高度な繁殖技術の普及推進や経営を含めた生産管理技術の指導等への獣医師の関与に関する期待も高まっている。これらに対する獣医療の提供面においては、獣医学の進歩に応じた専門的知識及び技術の継続的な修得、診療技術等の高位平準化、診療施設及び機器の充実等の課題が生じており、消費者ニーズに即した品質面、安全面、価格面で優れた畜産物を安定的に供給するためには、一層の獣医療提供体制の整備が必要となっている。

このような状況に対処し、本県の獣医療が今後とも畜産業の健全な発展、動物の保健衛生の向上及び公衆衛生の向上に寄与していくため、獣医療関係施設の相互の機能及び業務の連携を強化するとともに、獣医療に関する技術の一層の向上を図るほか、特に産業動物分野においては、診療施設や診療機器等の計画的な整備及び獣医師の確保対策を推進し、質の高い獣医療を的確かつ効率的に提供する体制の整備を図っていくこととする。

#### **獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針**

(以下「基本方針」という)

獣医療法（平成4年法律第46号）第10条の規程により、農林水産大臣は獣医療の提供に関する基本的な方向、診療施設の整備及び獣医師の確保に関する目標の設定に関する事項等を定めなければならないとされている。

平成22年8月、農林水産省は平成32年度を目標年度とする基本方針を公表した。

#### **福島県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画**

獣医療法第11条の規程により、都道府県は基本方針に則した、当該都道府県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画を定めることができるとされている。

## 第1 整備を行う診療施設の内容その他の診療施設の整備に関する目標

### 1 診療施設の整備の現状

産業動物診療施設の開設状況は、次のとおりである。

(単位：ヶ所)

	合 計	県						備 考
			農業共 済組合	農業協 同組合	法 人	個人開 業施設	その他	
県北地域	29	2	1	2	7	16	1	
県中地域	49	2	3	2	10	31	1	
県南地域	19	1	1	2	2	12	1	
会津地域	17	2	1	0	0	13	1	
相双地域	28	1	1	0	3	22	1	
いわき地域	11	1	0	0	3	6	1	
合 計	153	9	7	6	25	100	6	

資料：獣医療法第3条の届出（平成25年12月現在）

### 2 診療施設別の整備目標

#### (1) 家畜保健衛生所

家畜保健衛生所については、東日本大震災とそれに伴う原発事故の影響により家畜の飼養状況等が大きく変化しているため、再編整備について検討する。

再編整備するにあたっては、県全体の防疫機能の強化や地域における畜産農家のニーズなどへ十分に対応出来るよう検討する。

さらに、口蹄疫などの海外悪性伝染病が発生した際に迅速な防疫対応が行える効率的な配置、病性鑑定機能向上のため高度バイオセーフティーレベルに対応した施設・機器等の整備について十分に考慮しながら今後の家畜保健衛生所のあり方について検討する。

また、家畜保健衛生所の施設・機器等については、産業動物獣医師による効率的な活用を推進する。

#### (2) 県農業共済組合連合会

県農業共済組合連合会の診療施設については、県内各地域に効率的に配置し、畜産農家の疾病予防と経営安定を図る。家畜臨床技術研修所の診断機器を有効に活用するとともに、より効果的な診療体制の構築を目指し、施設の充実、高度診療機器の整備を推進する。

#### (3) 農業協同組合等

農業協同組合等の診療施設については、家畜保健衛生所等の獣医療関連施設を有効に活用し、過剰な設備投資とならないよう十分配慮し、診療の効率化を図る上で必要な比較的簡易な診療機器等を主体に整備を促進する。

#### (4) 個人開業

産業動物に関する個人開業施設については、家畜保健衛生所等の獣医療関連施設を有効に活用し、過剰な設備投資とならないよう十分配慮し、診療の効率化を図る上で必要な比較的簡易な診療機器等を主体に整備を促進する。

## 第2 獣医師の確保に関する目標

### 1 獣医師の確保方針

東日本大震災等の影響で県内の家畜飼養戸数、頭数は減少したものの、平成 25 年 3 月に策定した「福島県酪農・肉用牛生産近代化計画」において、平成 32 年度までは乳牛及び肉用牛を増頭する計画としている。

獣医師の確保については、県内畜産業の復興状況を見極めながら、県農業共済組合連合会、県酪農業協同組合及び福島県が、それぞれの獣医師定員数を確保することにより、消費者の畜産物の安全確保に対するニーズの高まり、家畜伝染病に対する危機管理等に十分な対応が可能となるよう努める。

### 2 獣医師の確保対策

東日本大震災後は、震災の影響による退職者の増加や本県獣医師採用試験受験者数の減少により獣医師が不足傾向にある。

さらに、数年後には、県職員獣医師や県農業共済組合連合会などの勤務獣医師の退職者が増加することから、獣医師確保対策については、継続的かつ計画的に取り組む必要がある。

また、就職した獣医師がそれぞれの職場に魅力を持ち、高度な技術を持って業務にあたる事が出来るように、県、県農業共済組合連合会及び県酪農業協同組合等は、獣医師の研修等を充実させるよう努力する。

- (1) 県は、獣医系大学への個別訪問の強化や県の公式ホームページ、フェイスブックなどの積極的活用などによる広報活動の強化や、獣医学生を対象とした研修の積極的な実施により、獣医学生に家畜保健衛生行政などへの理解を深めてもらい、県職員獣医師の確保に努める。
- (2) 県農業共済組合連合会及び県酪農業協同組合においては、獣医系大学への情報提供や学生研修の受入などを通して、獣医学生に産業動物臨床への理解を深めてもらい、県農業共済組合連合会及び県酪農業協同組合に勤務する獣医師の確保に努める。
- (3) 県農業共済組合連合会及び県酪農業協同組合は、勤務獣医師の退職者の産業動物診療への従事を促進するとともに、各地域における産業動物開業獣医師の分布状況を勘案し、勤務獣医師を適正に配置するなど、効率的な獣医療提供体制の整備に努める。
- (4) 県獣医師会は、県内における獣医師の求人情報、獣医学生に対する研修受入情報などをとりまとめ、ホームページなどの活用により積極的な情報発信に努める。

また、獣医師バンク（求職中の獣医師を登録し人材情報を共有する）の整備、休日・夜間診療体制の整備などについて検討を行う。

(5) 産業動物の分野においても、女性獣医師の占める割合が今後も大きくなっていくことが予想されることから、県、県農業共済組合連合会、県酪農業協同組合等は、女性獣医師が安心して働ける職場環境作りを推進する。

**獣医大学6年制移行期に係る獣医師退職者の増加**

1984年度入学者から獣医学教育課程の就業年数が4年から6年に整備移行（1978年～1983年入学者は、移行期間として国家試験受験要件が大学4年+修士課程2年）された。本県を含め多くの自治体では、6年制移行直前の3～4年間に獣医師の採用を増加させた。今後数年後にこれらの者の大量退職が全国的に見込まれているため、獣医師の確保対策については、継続的かつ計画的に取り組む必要がある。



### 第3 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域

診療施設の整備に関する目標及び獣医師の確保に関する目標を達成するために計画的な取組が必要と見込まれる地域は、次のとおり県内全域とする。

地 域		地 域 の 市 町 村 名
家畜保健衛生所の管	県農業共済組合連合会家畜診療センターの管	
県北地域	県北地域	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村 (8市町村)
県中地域	いわせ石川地域	須賀川市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町 (8市町村)
	郡山田村地域	郡山市、田村市、三春町、小野町 (4市町)
いわき地域		いわき市 (1市)
県南地域	白河地域	白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、埴町、鮫川村 (9市町村)
会津地域	会津地域	会津若松市、喜多方市、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、会津美里町、三島町、金山町、昭和村 (17市町村)
相双地域	浜通り地域	相馬市、南相馬市、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村 (12市町村)



## 第4 相互の機能及び業務の連携を行う施設の内容及びその方針

### 1 組織的な防疫体制の確立

(1) 家畜保健衛生所、県農業共済組合連合会及び県酪農業協同組合等は、各施設の保有する機器等の相互利用及び業務の連携等について十分協議し、効率的な診療体制の整備に努める。

(2) 家畜保健衛生所は、地域の防疫活動の拠点と位置付けられることから、家畜伝染病予防法に基づく検査や畜産農家の巡回指導を的確に実施するとともに、迅速かつ高度な診断体制を整備し、監視伝染病及び不明疾病に対するサーベイランス体制の強化を図る。

また、家畜伝染病の発生に備え、防疫マップ等を整備する一方、防疫演習、研修会等を開催し、緊急時における開業獣医師等の家畜防疫活動への参加体制及び緊急時の診療施設間の連絡・応援体制等を整備し、家畜保健衛生所を含めた県、関係機関及び団体等が一体となった組織的な防疫実施体制の構築を図るとともに、必要な器材、消毒薬等の確保に努める。

さらに、国から提供される海外における口蹄疫等の最新の発生状況等について、ホームページなどにより、家畜の所有者、関係団体等に周知し、注意喚起を行う。

加えて、家畜の所有者、関係団体等に対し、農場に立入りするなど飼養衛生管理基準の遵守を指導するとともに、家畜衛生情報（広報）の発行、研修会等の開催により、家畜の所有者の家畜防疫に対する意識を高め、発生予防を図る。

### 2 診療施設・診療機器の効率的利用、獣医療等提供システムの整備

家畜保健衛生所は、各種疾病の迅速かつ的確な診断を行い関係者に対して適切な指導を実施するため、遺伝子検出装置、酵素抗体測定装置等の検査効率や診断能力を向上させる診断機器の整備に努めるとともに、県農業共済組合連合会、県酪農業協同組合及び開業獣医師等の利用について十分配慮する。

さらに、診療及び保健衛生指導並びに食肉衛生検査（食鳥検査含む）により得られた情報の活用を促進し、適切な獣医療を提供するため、産業動物獣医師に対して収集分析した衛生情報の迅速な提供に努める。

県農業共済組合連合会等は、診療を目的とした超音波診断装置、エックス線装置などの機器について整備を進め、個人開業獣医師等と連携し、機器などの有効利用に配慮する。

## 第5 診療上必要な技術の研修の実施その他の獣医療に関する技術の向上に関する事項

### 1 臨床研修

獣医師免許の新規取得者のうち診療分野に就業し、臨床現場における実際の獣医療技術の習得を必要とする獣医師を対象に開催される臨床研修の円滑な受講のため、県農業共済組合連合会等は、獣医師法第16条の2第1項の規定により農林水産大臣の指定を受けている他県の診療施設及び大学が設置する診療施設との連絡調整に努める。

### 2 高度研修

- (1) 県は、獣医師職員に対し国が開催する家畜衛生講習会及び技術研修会を受講させ、伝達講習会などにより地域への普及を図るとともに、最新の獣医療の知見や技術に関する研修会を開催し、知識や技術の向上に努める。
- (2) 県農業共済組合連合会は、全国農業共済協会等が開催する研修会などへの参加を促進するとともに、県が主催する研修会などへの出席により、知識及び技術の向上を図る。
- (3) 県及び県獣医師会等は、各種研修会、講習会の開催に努める。

### 3 生涯研修

診療に従事する獣医師が日進月歩の獣医療技術や海外悪性伝染病、新興感染症等に関する知識や技術を適時適切に習得し、時代に即した獣医療を提供していくため、県獣医師会は、各種研修会、講習会などの開催や関連する教材等の提供に努める。

さらに、研修施設への移動が困難な地域などにおいて獣医療を提供する獣医師については、各種の新しい情報媒体等を活用した教材の利用による研修の促進を図るように努める。

## 第6 その他獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項

### 1 地域における自衛防疫体制の強化

県畜産振興協会は、地域における自衛防疫を強固なものとするため、自衛防疫体制の再構築・整備を図ることとする。

また、家畜飼養者に対する家畜衛生知識・技術の一層の啓発・普及に努め、品質面、安全面で優れた畜産物を生産するための総合的な生産衛生管理技術の向上などを図る。

### 2 広報活動の充実

県獣医師会は、県内における獣医師の求人情報、獣医学生に対する研修受入や県内の獣医療を取り巻く現状などについて、ホームページなどを積極的に活用して情報発信に努める。

### 3 日本政策金融公庫資金の活用

県及び県獣医師会等は、産業動物獣医療の施設整備にあたって、獣医療法に基づく日本政策金融公庫資金等を活用するよう必要に応じて誘導する。

#### 日本政策金融公庫資金

(獣医療法第15条) 株式会社日本政策金融公庫は、都道府県知事の認定を受けた者に対し、畜産業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金であって当該認定に係る診療施設整備計画に従って診療施設の整備を実施するために必要なもののうち農林水産大臣及び財務大臣の指定するものの貸し付けの業務を行うことができる。